



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <p>第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。</p> <p>4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。</p> </li> <li>・ 循環型社会形成推進基本法 <p>第4条 循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。</p> </li> <li>・ 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 <p>第3条 市は、あらゆる施策を通じて減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第16条 市長は、事業系廃棄物を多量に排出し、かつ、一般廃棄物処理計画における一般廃棄物処理量の見込みに著しい影響があると認めるときは、当該事業系廃棄物を排出する者（以下「多量排出事業者」という。）に対して、減量化及び資源化を図るように指示することができる。</p> </li> <li>・ 茅ヶ崎市環境部資源循環課所管に係る補助金交付要綱 <p>第1条 この要綱は、茅ヶ崎市環境部資源循環課が所管する補助金の交付について、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> </li> <li>・ 食品ロスの削減の推進に関する法律 <p>第4条 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> </li> <li>・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 <p>第6条 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> </li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第2条の3 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。</p> <p>第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。</p> <p>4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。</p> <p>・茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例</p> <p>第3条 市は、あらゆる施策を通じて減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第26条 市、市の委託を受けて廃棄物等の収集又は運搬を業として行う者その他市長が指定する者以外の者は、集積場所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <p>第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。</p> <p>4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。</p> </li> <li>・ 循環型社会形成推進基本法 <p>第4条 循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。</p> </li> <li>・ 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 <p>第22条の2 <p>2 占有者等及び事業者は、市が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物を排出するときは、規則で定める収集袋(以下「指定収集袋」という。)を使用しなければならない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>第35条の2 <p>2 市長は、前条第3項の規定により一般廃棄物処理手数料の免除を受けた者に指定収集袋を交付することができる。</p> </p></p></li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <p>第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。</p> <p>4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。</p> </li>   <li>・ 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 <p>第3条 市は、あらゆる施策を通じて減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第6条 市、市民及び事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理並びに地域の環境の保全の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。</p> <p>第7条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力のもとで行うものとする。</p> <p>第22条 市は、一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲内で、一般廃棄物と合わせて処理することが必要と認める事業系一般廃棄物（事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。次項において同じ。）の処理を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定により事業系一般廃棄物を排出するときは、市長の指示に従って行わなければならない。</p> </li>   <li>・ 茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例 <p>第26条 特定開発事業者は、計画戸数を8戸以上とする建築物を建築する目的で行う特定開発事業にあつては、規則で定める基準により、特定開発事業区域内にごみ集積所を1箇所以上設置しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> </li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <p>第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。</p> <p>4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。</p> </li> <li>・ 循環型社会形成推進基本法 <p>第4条 循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。</p> </li> <li>・ 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 <p>第3条 市は、あらゆる施策を通じて減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に必要な措置を講じなければならない</p> </li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <p>6条1項 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。</p> </li>   <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 <p>第1条の3 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> </li>   <li>・ 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 <p>第27条 市は、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>第28条 市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項の策定に当たっては茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない。</p> </li>   <li>・ 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則 <p>第2条 審議会は、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項その他市長が必要と認める事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。</p> </li> </ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金条例</p> <p>第1条 この条例は、増加するごみの減量化及び資源化を促進し、良好な生活環境の保全に資するため、地方自治法の規定に基づき、茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金を設置し、その管理及び処分について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <p>第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。</p> <p>4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。</p> </li> <li>・ 循環型社会形成推進基本法 <p>第4条 循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。</p> </li> <li>・ 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 <p>第3条 市は、あらゆる施策を通じて減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に必要な措置を講じなければならない</p> </li> </ul>